

広告代理店(ASP)様、アフィリエイトの皆様へ

当社製品の広告にお取り組みされる際の注意事項について

2020年10月5日
グロリアス製薬株式会社
代表取締役 島尻 久嗣

日頃より当社製品のプロモーション・宣伝広告にご協力下さいまして、誠にありがとうございます。

この度、当社製品の宣伝広告に関して、皆様にご注意、厳守いただきたいことがございますので、こちらよりご報告いたします。

第1 法令等遵守

まず、下記の①から⑧のいずれかに該当する記載はお控えいただけますようお願いいたします。

- ① 当社製品購入時の契約・販売条件について不正確で誤認を招く記載
- ② 当社製品を摂取するだけで、あたかも体質改善・痩身効果などの具体的な身体の変化等の効果効果を期待できるように誇張した記載
- ③ 当社製品とは関係のない方、ご本人の許諾を得ずに写真を無断使用した記載、虚偽の広告表現
- ④ 事実とは異なる表現及び消費者に与えかねない著しい誇張表現
- ⑤ 著作権、著作者人格権、意匠権、商標権、パブリシティ権等の第三者の知的財産権を一切侵害する記載
- ⑥ 肖像権、プライバシー権、名誉権等の第三者の人格権等の諸権利を侵害する記載
- ⑦ 国内外の法律・政令及び省令・規制法令に違反する記載
- ⑧ 公序良俗に違反する記載

上記①②④の記載を含むプロモーションは、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、健康増進法等の法令に違反するおそれが高いプロモーションとなります。

また、③は著作権、肖像権等を侵害する可能性がありますので、ご注意ください。

各種法令に関して抵触する恐れのある表現や、許諾していない画像、著作権や肖像権を侵害する画像、加工等で事実無根な画像などを広告で使用する行為を行わないよう、よろしくお願いいたします。

当社としては、医薬品医療機器等法、特定商取引法、景品表示法、健康増進法等の法令遵守を求めています。

第2 小括

当社といたしましては、組織的にプロモーションを監視する体制を確立した上で、アフィリエイトサイトによる宣伝広告内容の健全化を図るよう一層の努力をして参ります。

皆様におかれましては、上記の法令違反等の問題を有するアフィリエイトサイトを発見されましたら、下記問合せ先まで情報提供をして下さいますようお願い申し上げます。

当社は、今後も宣伝広告の健全化を含めたコンプライアンスを重視して事業を運営していく所存でございますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

■本件に関するお問い合わせ

グロリアス製薬株式会社

代表取締役 島尻久嗣

E-mail : shimajiri@glorious-pharma.co.jp